

令和8年度

県税のしおり



日本最大級の防災イベントが倉吉市で開催!

第11回防災推進国民大会

ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取

共に考え・備え・守る ～「支え愛」で守る命と暮らし～

大会をきっかけに 防災力を高めよう

専門的な内容から日々の生活に役立つプログラムが盛りだくさん。
お子様にも楽しんでいただける企画もご用意しています。

セッション(講演)	ワークショップ	屋外展示
ブース展示	パネル展示	オリジナル企画

令和8年 **10/17土・18日**

開催場所 倉吉市のエースバック未来中心、
鳥取県立美術館を中心とするエリア

『ぼうさいこくたい2026in鳥取県』
ポータルサイトで最新情報をチェック!

主催:内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議 協力:鳥取県・倉吉市

令和8年は中部地震から10年の節目の年

鳥取県中部地震

●発生時刻 平成12年10月1日 14:07	●震源地 鳥取県中部
●マグニチュード 6.8	●最大震度 6弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町

※これまでに知られた最大震度(震度6弱)は、震源地から約10kmの範囲で、短周期の揺れで屋根瓦等の被害が多かった。

●避難者 2,000人以上
●人的被害 10人以上
●物的被害 15,078棟(倉吉市、倉吉未来中心など)



14:07 地震発生

鳥取県中部地震発生

鳥取県中部地震発生

5日 (10/25)

倉吉市・湯梨浜町・北栄町

2ヶ月 (12/31)

鳥取県中部地震発生

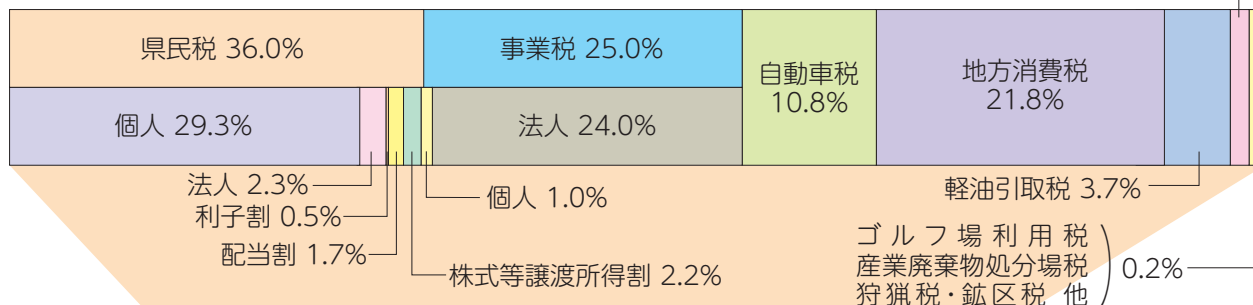
県・市町村 平成12年鳥取県中部地震発生10周年 復興支援事業

鳥取中部地震から10年の節目となる令和8年に、倉吉市で「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」を開催。
大会開催をきっかけに、防災のこと、あらためて考えてみませんか。

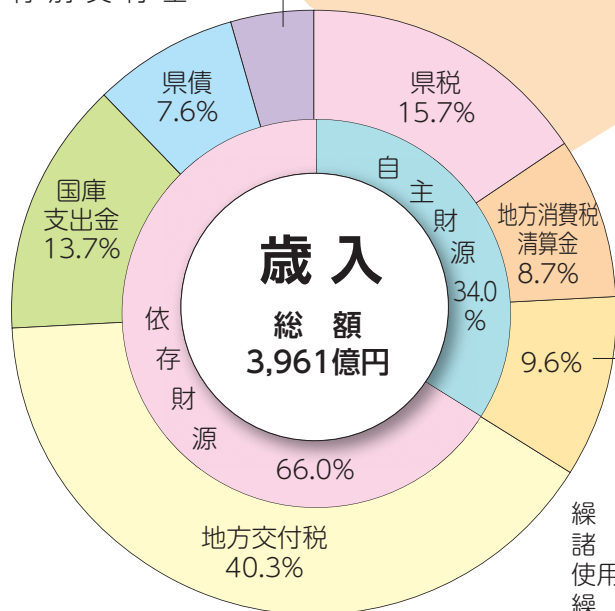
令和8年度一般会計当初予算

県税の税目別構成比

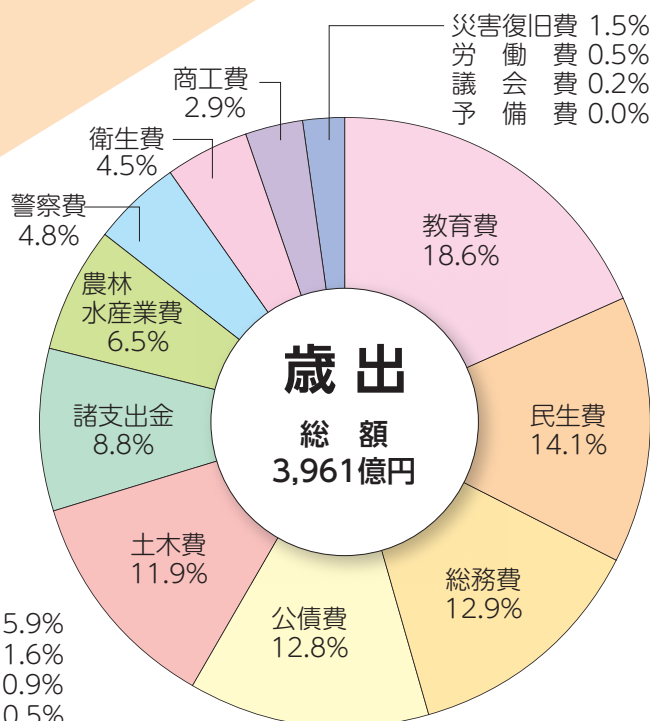
総額 622億8,180万円



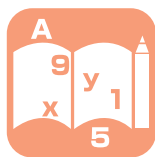
地方譲与税 3.5%
地方特例交付金 0.9%
交通安全対策特別交付金 0.0%



繰入金 5.9%
繰上金 1.6%
使用料・手数料 0.9%
繰越金 0.5%
財産収入 0.3%
寄附金 0.2%
分担金・負担金 0.1%
利子割精算金 0.1%



予算を県民一人あたりにすると



教育費
141,900円



民生費
107,400円



総務費
98,200円



公債費
97,700円



土木費
91,000円



農林水産業費
49,600円



警察費
36,300円



衛生費
34,300円



商工費
22,100円



県民1人当たりの
歳出予算
763,000円



災害復旧費
11,100円



労働費等
73,400円

人口は519,148人(令和8年4月1日現在推計人口)

県民税

個人県民税

納める人

毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人

納める額

均等割……1,500円(うち豊かな森づくり協働税500円)

※森林環境税(国税)の1,000円が、個人住民税均等割と併せて課税されています。

所得割……次の計算により算出した額

$$\left[\text{前年の総所得金額等の合計額} - \text{所得控除額} \right] \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{税額}$$

課税所得金額

所得控除額……基礎控除(最高43万円)、配偶者控除(最高33万円)、扶養控除(33万円)、配偶者特別控除(最高33万円)などがあります。

税率……4%

※寄附金税額控除の対象について

○控除額は①又は②のいずれか低い金額-2千円)×4%

①「地方公共団体に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」、その他「所得税において寄附金控除の対象となる寄附金で、県内に事業所等がある公益法人等に対する寄附金」等の合計額

②年間の総所得金額等の30%

○地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、適用下限額(2千円)を超える部分について、一定の額(概ね住民税所得割額の2割)まで所得税と合わせて全額が控除されます。

○申告・納税は個人の市町村民税と合わせて市町村に行い、市町村から県へ払い込まれます。

●給与所得者……6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて納めます。

●公的年金受給者…年金の支給される月に、年金から差し引かれて納めます。

●上記以外……原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。



法人県民税

納める人

県内に事務所、事業所、寮等がある法人

納める額

均等割

法人の区分	納める額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	// 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	// 136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	// 52,500円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、 公共法人、公益法人等	// 21,000円

(注) 納める額には標準税率の5%相当額の「豊かな森づくり協働税」が含まれています。

法人税割

区 分	納める額	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本(出資)金が1億円以下の法人で、 法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×3.2%	法人税額×1.0%
上 記 以 外 の 法 人	// ×4.0%	// ×1.8%

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

県民税利子割

納める人

県内に所在する金融機関の営業所等を通じて利子等の支払いを受ける個人

納める額

支払いを受ける利子等の5%(別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。)

○金融機関等が利子等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。

県民税配当割

納める人

株式会社等から特定配当等の支払いを受ける個人で、県内に住所がある人

納める額

支払いを受けるべき配当等の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 株式会社等が特定配当等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。
※源泉徴収選択口座で受け入れる特定配当等については、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

証券会社等に特定口座を開設し、上場株式等の譲渡益等の支払いを受けるべき個人で、県内に住所がある人

納める額

特定口座における上場株式等の譲渡益の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 証券会社等が上場株式等の譲渡益等の支払いの際に特別徴収し、1月から12月分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

地方消費税

納める人

- 国内取引(「譲渡割」といいます。)……物品の販売や貸付け、サービスの提供を行う事業者
- 輸入取引(「貨物割」といいます。)……外国貨物を保税地域から引き取る者

納める額

消費税(国税)額の78分の22(商品やサービス等の価格の2.2%相当)

※食料品等には軽減税率が適用されます。

- 申告・納税は消費税と合わせて国に行い、国から県へ払い込まれます。
●譲渡割……当分の間、消費税と合わせて国(税務署)に申告し、納めることになっています。
●貨物割……消費税と合わせて国(税関)に申告し、納めることになっています。

自動車税

納める人

鳥取ナンバーの自動車を賦課期日(4月1日)現在において所有している人(売主が所有権を留保しているときは、買主(使用者)が所有しているものとみなされます。)

納める額

自動車の種類・用途・排気量などによって年税額(4月～翌年3月分)が定められており、主な例は次のとおりです。また、年度の中途中で抹消登録、新規登録をした場合は、月割の税額になります。

<乗用車の例>

総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用	総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円	2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円				

- 県税事務所から送付される納税通知書によって5月末までに納めることになっています。

ただし、賦課期日の翌日以後に新規登録をした場合には、鳥取運輸支局で登録する際に申告書を提出し、納めることになっています。

自動車を手放したときは登録を

自動車を売ったり、廃車にしたときは、運輸支局で登録(名義変更、抹消)の手続きをしてください。登録を怠ると、元の所有者に納税通知書が送付されることになり、トラブルの原因となるおそれがあります。

※グリーン化税制

電気自動車等の特に、環境性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その環境性能に応じて税率を軽減(新車新規登録した年の翌年度1年間のみ実施)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が実施されています。

事業税

個人事業税



納める人

県内に事務所又は事業所を設け、次の事業を行っている個人
物品販売業、製造業、運送業、請負業、飲食店業、畜産業、水産業、薪炭製造業、医業、弁護士業、理容業、コンサルタント業等

納める額 $\left[\text{前年の事業所得及び不動産所得} - \text{損失の繰越控除等} - \text{事業主控除} \right] \times \text{税率} = \text{税額}$

事業主控除……年290万円(事業期間が1年未満の場合は月割)

税率……業種により3%～5%

○県税事務所から8月に送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて納めることになっています。(8月に全額を納めることもできます。)

法人事業税

納める人

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人



納める額

右の区分により計算した額

事業の区分		法人等の区分	税率		
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
1	2、3、4以外の事業	外形標準課税法人	所得金額×(0.4)(0.7)1.0%		所得金額×1.0%
		資本金1億円超の普通法人(株式会社等)	付加価値額×1.2%		
			資本金等の額×0.5%		
		外形標準課税法人以外の普通法人(株式会社等)	所得金額×(3.5)(5.3)7.0%		
		特別法人(協同組合等)	所得金額×(3.5)4.9%		
2	電気供給業(3の事業を除く)、導管ガス供給業、保険業		収入金額×1.0%		
3	電気供給業(発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業)	外形標準課税法人	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%	
		資本金1億円超の普通法人(株式会社等)	—	付加価値額×0.37%	
			—	資本金等の額×0.15%	
		外形標準課税法人以外の普通法人(株式会社等)	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%	
			—	所得金額×1.85%	
4	特定ガス供給業		収入金額×1.0%		収入金額×0.48%
			—		付加価値額×0.77%
			—		資本金等の額×0.32%

(注1) 外形標準課税法人以外の法人について、年800万円以下の所得金額に対しては、()内の軽減税率が適用されますが、3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金が1千万円以上の法人に対しては、軽減税率の適用はありません。

(注2) 電気供給業のうち配電事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業を除く)と同じ課税方式となります。

(注3) 電気供給業のうち特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業)と同じ課税方式となります。

(注4) ガス供給業のうち、特定ガス供給業を除く製造・小売事業については、令和4年3月31日までに開始する事業年度は導管ガス供給業と同じ課税方式、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から普通法人と同じ課税方式になります。



※2以上の都道府県に事務所等を有する場合

課税標準となる所得金額又は収入金額(資本金1億円超の普通法人等にあつては付加価値額及び資本金等の額も)に従業者数等によりあん分して、税率を乗じて得た金額を、それぞれの都道府県に納付します。

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

不動産取得税

納める人

不動産(土地・家屋)を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人



納める額

$$\text{不動産の価格}^{(\ast 1)} \times \text{税率}^{(\ast 2)} = \text{税額}$$

(※1) 不動産の価格は固定資産評価基準で評価された価格で、購入価格や建築工事費とは異なります。
令和9年3月31日までに宅地等を取得したときは、価格が2分の1に軽減されます。

(※2) 令和8年度に取得する不動産の税率

不動産		税率
家屋	住宅	3%
	住宅以外	4%
土地		3%

住宅及び住宅用土地を取得した際の軽減措置

【住宅の取得の場合】

軽減の要件

新築住宅	●床面積が40㎡以上240㎡以下であること。(※3) (新築未使用の住宅を含む。)
既存住宅	取得者自らが居住する住宅のうち、次の要件のいずれかを満たすもので、床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(※3) ●昭和57年1月1日以降に新築されたもの ●建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準(昭和56年6月施工)に適合していることが証明されるもの

(※3) 令和8年3月31日までに不動産を取得した場合は床面積が50㎡(アパート等は1戸につき40㎡)以上240㎡以下であるもの

軽減される額

- 新築住宅 家屋の価格から1戸につき1,200万円が控除されます。
(所定期間に新築された認定長期優良住宅は1,300万円)
- 既存住宅 取得した住宅の新築された時期に応じ、家屋の価格から1戸につき、それぞれ右の額が控除されます。

新築年月日	控除額
S57.1.1～S60.6.30	420万円
S60.7.1～H元.3.31	450万円
H元.4.1～H9.3.31	1,000万円
H9.4.1以降	1,200万円

【住宅用土地の取得の場合】

軽減の要件(対象となる住宅には条件があります。)

土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を取得したとき、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある住宅を取得していたとき。(新築住宅用土地の取得の場合)

軽減される額

上の表の住宅の敷地の取得で一定の要件を満たす場合は、次のうちいずれか高い方の額が減額されます。

- 45,000円
- $\frac{\text{土地1㎡当たりの価格}}{\text{→(※1)の価格を面積で除したもの}} \times \frac{\text{(住宅の床面積の2倍)}}{\text{→200㎡を限度}} \times 3\%$

3世代が同居する住宅及び土地の軽減措置 ※本県独自の軽減措置です。

直系3世代以上が同居する住宅を取得した場合、床面積が240㎡を超えても上記と同様の軽減が受けられます。

県たばこ税

納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

納める額

たばこの売渡し本数×1,070円/1,000本

※加熱式たばこは、重量と価格をもって課税されます。(令和8年10月1日以降は、重量をもって課税されます。)

○たばこ製造業者等が、毎月の売渡し分に係る税金を翌月末までに申告し、納めることになっています。



軽油引取税

納める人

特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行った人

納める額

軽油1キロリットルにつき15,000円

- 特約業者・元売業者が、販売業者や消費者に軽油を引き渡したとき、代金といっしょに税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めることになっています。
- 軽油に灯油や他のものを混ぜた製造軽油を販売したり、灯油や重油、製造軽油を自動車の燃料として使う場合、知事の承認が必要となります。このようなときも灯油や重油等に軽油引取税がかかりますので、申告と納税が必要です。

免 税

次のような用途に使用する場合で、所定の手続きをしたときは免税となります。

- 農業・林業用機械の動力源
- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- 木材加工業用機械の動力源 など



産業廃棄物処分場税

産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、本県が独自に導入している法定外目的税です。

納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者

納める額

最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円

- 最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から処分料金と一緒に税金を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回、県に申告し、納めることになっています。

課税されないもの

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定するものについては、課税免除されます。
(例)下水処理に伴い発生する汚泥など

豊かな森づくり協働税

森林の豊かな恵み(水源かん養、県土保全などの公益的機能)を次世代に引き継ぐため、県民共有の財産である森林を整備し、県民みんなで森林を守り育てる機運を高めることを目的とした税です。

納める人

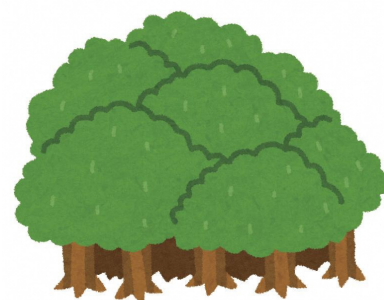
- (個人) 毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人
- (法人) 県内に事務所、事業所、寮等がある法人

納める額

- (個人) 年間500円(現行の個人県民税均等割額1,000円に上乗せ)
- (法人) 現行の法人県民税均等割額の5%相当額(年間1,000円～40,000円)

税収の使いみち

- 森の若返り(皆伐再造林)、シカ対策の強化
(事業例) 森の若返りに向けた伐採、エリートツリー・早生樹の造林、シカ柵の管理・撤去の支援
- 健全な森づくり(間伐・作業道整備)
- 松くい虫、ナラ枯れ対策
- 集落周辺の災害防止につながる竹林対策
(事業例) 放置竹林の整備(適正管理)、人工林への転換の支援
- 協働による持続可能な里山保全
(事業例) 地域住民・NPO・森林組合等による里山再生の支援
- 森づくりへの県民参加の推進
(事業例) NPO等による森林体験活動等の支援
- 幅広い世代への森を守り育てる機運づくり
(事業例) 若年層への森林環境教育(出前授業)の支援、森づくりの普及啓発



その他の県税として、**鉾区税・ゴルフ場利用税・狩猟税**があります。

※税目ごとの詳しい説明は、右記HPの「これって、どんな税?!」をご覧ください。

鳥取県税務課 HP
「これって、どんな税?!」
<https://www.pref.tottori.lg.jp/74081.htm>



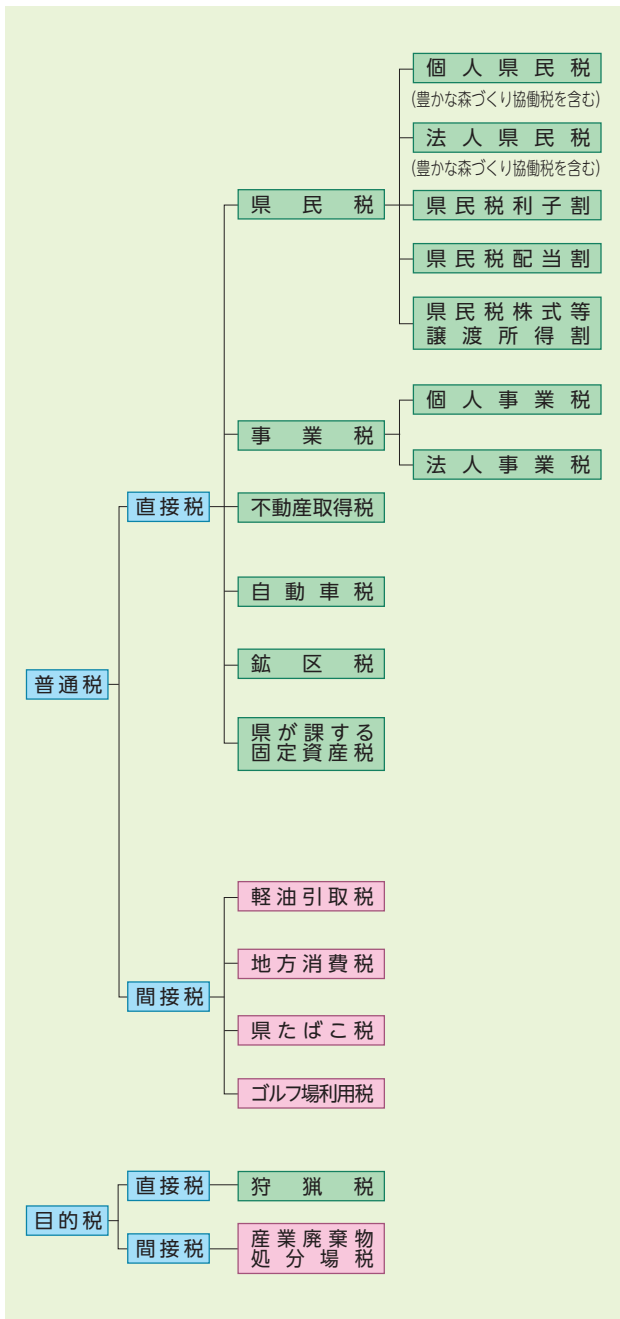
税金の種類

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。「地方税」はさらに(都道府)県に納める「(都道府)県税」と、市町村に納める「市町村税」とに分けられます。

現在、「国税」と「地方税」を合わせて、約50種類の税金があります。

■ は直接税 ■ は間接税

■ 県税



■ 国税 税務署で取り扱っている税金です。

所得税

個人の所得にかかります。

法人税・地方法人税

株式会社・有限会社・協同組合などの法人の所得にかかります。

相続税

相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。

贈与税

贈与によって財産を取得した人にかかります。

酒税

酒・ビール・ウィスキーなどの酒類にかかります。

消費税

商品やサービスの売上にかかります。

揮発油税・地方揮発油税

ガソリンなどにかかります。

自動車重量税

自動車の車検時等にかかります。

印紙税

契約書や領収書などの作成にかかります。

登録免許税

登記や弁護士、司法書士、税理士などの登録にかかります。

以上のほかに、たばこ税・たばこ特別税・石油ガス税・石油炭炭税・航空機燃料税・電源開発促進税・国際観光旅客税・とん税・特別とん税・関税・特別法人事業税・森林環境税があります。

■ 市町村税 市役所や町村役場で取り扱っている税金です。

個人の市町村民税

市町村に住所などのある個人にかかります。

法人の市町村民税

市町村に事務所・事業所などのある法人にかかります。

固定資産税

土地・家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかります。

軽自動車税

軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車にかかります。

都市計画税

都市計画区域内にある土地・家屋にかかります。

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

以上のほかに、市町村たばこ税・鉦産税・特別土地保有税・入湯税・事業所税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税があります。

県税についてのお問い合わせ先

県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	電話番号	FAX番号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	(0857)20-3520	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	(0858)23-3102	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	(0859)31-9601	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1 (米子市役所本庁舎内2階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥 取 県 庁 税 務 課	(0857)26-7051	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220